

「マイナンバーカード」を取得して 20,000円分のマイナポイントをもらおう!

マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、幅広いサービスや商品の購入などにご利用いただけるマイナポイント事業の第2弾を実施しています。

この機会に、便利に使えるマイナンバーカードを申請しましょう!



■もらえるポイントは最大20,000円!

マイナポイント第2弾では、

キャンペーン1	カードの取得及び2万円までのチャージまたはお買い物(最大5,000円分) ※マイナンバーカードを取得された方(取得予定の方)のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方が対象
キャンペーン2	健康保険証利用申込み(7,500円分)
キャンペーン3	公金受取口座登録(7,500円分)

に対し、それぞれポイントがもらえます。

※マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込み、公金受取口座登録を行っただけでは、ポイントは付与されません。これらの手続きを既に済ませている方も、必ずポイント申込の手続きを行ってください。

■ポイントを申し込む際の注意点!

ポイントをスムーズに受け取るために、事前に以下の確認をすることをおすすめします。ポイント申し込みは事前準備をしっかりとってから、慌てずに行ってください。

・対応決済サービスの利用申込み

ポイントを付与するキャッシュレス決済サービスの利用申込を事前に行ってください。

サービスによって、ポイント付与の時期などが異なる場合がありますので、申し込む前には十分な確認を行ってください。

・決済サービスIDおよびセキュリティコードの確認

決済サービスのIDおよびセキュリティコードを確認してください。

サービスによって確認方法が異なりますので、確認する際にはご注意ください。

・利用者証明用電子証明書のパスワード(4ケタ)の確認・再発行

マイナポイントを申し込む際には、マイナンバーカード作成時に設定した4ケタのパスワードが必要になります。必ず申し込む前にパスワードの確認を行ってください。

忘れてしまった場合には、役場窓口でパスワードの再発行も行えます。

■マイナンバーカードは9月30日までに申請！

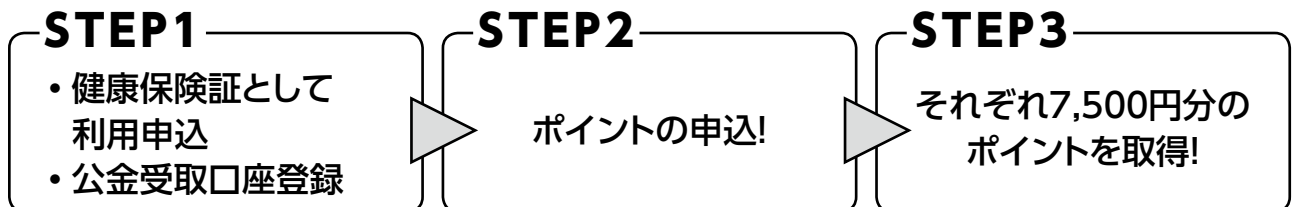
マイナポイントを受け取るためのマイナンバーカードの申請期限は9月30日までとなっています。窓口の混雑も予想されますので、申請される方はお早めに役場窓口までお越しください。

また、ポイントの申込期限は令和5年2月末となっておりますので、カードを取得された方は期限までにポイントをお申し込みください。

■ポイントをもらうための3STEP！



更に！



※キャンペーン1で選択した決済サービスにポイントが付与されます

今後もマイナンバーカードは、より便利で安全に使えるように取り組みを進めていきますので、まだ取得されていない方は、是非お早めに申請・取得いただきますよう、お願いします！

【お問い合わせ先】総務課(☎63・2051)

【マイナンバーカード取得】役場で申請をサポートしています！

役場窓口でマイナンバーカードの申請および本人確認を行った場合、カードを本人限定受取郵便で受け取る事が出来る様になりました(住民票の住所に郵送いたします)。

また、窓口では顔写真撮影を無料で行うなどのサポートも行っておりますので、マイナンバーカードを作成したい方は、お気軽に役場窓口までお越しください。

※窓口には本人確認書類をご持参のうえお越しください。

また、申請状況によりカードが届くまでにお時間をいただく場合がございます。

【申請受付時間】

平日 午前8時30分～午後4時30分

※事前にご連絡いただければ、午後8時まで対応いたします。

第2、第4土曜日 午前9時～正午

※ご自身で申請を行った場合でも、マイナンバーカードの交付には申請者本人が来庁して本人確認を行う必要がありますのでご注意ください。

申請者が15歳未満の場合は、本人および法定代理人の方が来庁する必要があります。



【お問い合わせ先】住民生活課(☎63・3800)